

「Vitality 健康プログラム規約」新旧対照表

変更後	変更前
<p>住友生命保険相互会社（以下、「当社」といいます。）および Vitality 会員（以下、「会員」といいます。）は、当社と会員との間で締結される Vitality 健康プログラム契約（以下、「本契約」といいます。）に基づき当社が会員に提供する Vitality 健康プログラム（以下、「本プログラム」といい、本プログラムには、「Vitality 健康プログラム（標準プラン）」、<u>第 36 条に定める「Vitality 健康プログラム（家族プラン）」および第 36 条の 2 に定める「Vitality 健康プログラム（ライトプラン）」</u>があります。）において、会員が所定の活動を実施し、その成果に応じて当社が会員に提供する特典の利用を通じて、会員の健康を増進することを目的として、以下の Vitality 健康プログラム規約（以下、「本規約」といいます。）の内容に合意します。</p>	<p>住友生命保険相互会社（以下、「当社」といいます。）および Vitality 会員（以下、「会員」といいます。）は、当社と会員との間で締結される Vitality 健康プログラム契約（以下、「本契約」といいます。）に基づき当社が会員に提供する Vitality 健康プログラム（以下、「本プログラム」といい、本プログラムには、「Vitality 健康プログラム（標準プラン）」<u>および</u>第 36 条に定める「Vitality 健康プログラム（家族プラン）」があります。）において、会員が所定の活動を実施し、その成果に応じて当社が会員に提供する特典の利用を通じて、会員の健康を増進することを目的として、以下の Vitality 健康プログラム規約（以下、「本規約」といいます。）の内容に合意します。</p>
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条（本規約の概要）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>2. 本プログラムにおいては、本規約のほか、次条第 3 号に定める会員ポータル<u>または当社ホームページ</u>に掲載の Vitality ウェブ・アプリ利用規約、Vitality ポイント獲得ガイド（以下、「ポイント獲得ガイド」といいます。）および特典ご利用ガイド（以下、「本規約等」と総称します。）の定めるところにより、会員の活動による Vitality ポイント（以下、「ポイント」といいます。）の獲得、第 16 条に定める Vitality ステータス（以下、「ステータス」といいます。）の判定および会員への特典の提供を行います。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条（本規約の概要）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>2. 本プログラムにおいては、本規約のほか、次条第 3 号に定める会員ポータルに掲載の Vitality ウェブ・アプリ利用規約、Vitality ポイント獲得ガイド（以下、「ポイント獲得ガイド」といいます。）および特典ご利用ガイド（以下、「本規約等」と総称します。）の定めるところにより、会員の活動による Vitality ポイント（以下、「ポイント」といいます。）の獲得、第 16 条に定める Vitality ステータス（以下、「ステータス」といいます。）の判定および会員への特典の提供を行います。</p>

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>
<p>第2条（定義）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(6)「ブルー継続保険契約」とは、健康増進乗率適用特約第4条第4項の<u>規定</u>に基づいて、本契約が消滅した日が属する保険年度の翌々保険年度以後の保険料の決定に適用されるステータスがBlue（ブルー）であったものとして健康増進乗率を計算する保険契約をいいます。なお、対象保険契約は本契約の消滅の時点をもってブルー継続保険契約に変更されます。</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>以降の規定においても、上記と同様の規定の整備を行いますが、記載は省略します。</p> </div>	<p>第2条（定義）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(6)「ブルー継続保険契約」とは、健康増進乗率適用特約第4条第4項に基づいて、本契約が消滅した日が属する保険年度の翌々保険年度以後の保険料の決定に適用されるステータスがBlue（ブルー）であったものとして健康増進乗率を計算する保険契約をいいます。なお、対象保険契約は本契約の消滅の時点をもってブルー継続保険契約に変更されます。</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>
<p>第4条（会員資格等）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>2. 会員は、<u>本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日において</u>満18歳以上の個人であり、かつ、対象保険契約の契約者兼被保険者である必要があります。</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>	<p>第4条（会員資格等）</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>2. 会員は、満18歳以上の個人であり、かつ、対象保険契約の契約者兼被保険者である必要があります。</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>
<p>第18条（申込みの撤回等）</p> <p>1. 会員は、保険業法第309条にしたがい、当社から本契約の申込みの撤回または解除（以下、「申込みの撤回等」といいます。）に関する事項を</p>	<p>第18条（申込みの撤回等）</p> <p>1. 会員は、保険業法第309条にしたがい、当社から本契約の申込みの撤回または解除（以下、「申込みの撤回等」といいます。）に関する事項を</p>

変更後	変更前
<p>記載した書面を交付された日または本契約の申込みをした日のうちいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間は、<u>書面または当社ホームページの専用フォームからの申出により</u>申込みの撤回等を行うことができます。</p> <p>2. 保険業法第309条の規定に基づく本契約の申込みの撤回等は、会員が、<u>当該申込みの撤回等に係る書面を発した時または当社ホームページの専用フォームから申し出た時（当社からの受付完了メールを受信した時）</u>にその効力を生じます。</p>	<p>記載した書面を交付された日または本契約の申込みをした日のうちいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間は、<u>書面により</u>申込みの撤回等を行うことができます。</p> <p>2. 保険業法第309条に基づく本契約の申込みの撤回等は、会員が当該申込みの撤回等に係る書面を発した時にその効力を生じます。</p>
<p>第36条（Vitality健康プログラム（家族プラン）に関する特則）</p> <p>1. 以下の各号のいずれにも該当する場合には、Vitality健康プログラム（家族プラン）に加入することができます。</p> <p>(1) <u>本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日において満35歳以上</u>の個人であり、かつ、対象保険契約の契約者兼被保険者であること。<u>ただし、本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日において満35歳未満の者であっても、2022年3月22日以前にVitality健康プログラム（家族プラン）に加入している場合にはVitality健康プログラム（家族プラン）を継続でき、また、Vitality健康プログラム（家族プラン）の申込日が同日以前である場合その他当社が認めた場合にはVitality健康プログラム（家族プラン）に加入することができます。</u></p> <p>(2) <u>第4条第3項各号のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>(3) 加入の申込時において、申込者の2親等以内の家族（①配偶者（パートナーシップ・事実婚にある相手方を含みます。以下同じ。）、②本人および配偶者の父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、③本人および配偶者の子、孫、兄弟姉妹の配偶者）のいずれか1名以上がVitality健康プログラム（標準プラン）の会員であること。</p> <p>2. Vitality健康プログラム（家族プラン）は、次のとおり取り扱います。</p>	<p>第36条（Vitality健康プログラム（家族プラン）に関する特則）</p> <p>1. 以下の各号のいずれにも該当する場合には、Vitality健康プログラム（家族プラン）に加入することができます。</p> <p>(1) <u>満18歳以上</u>の個人であり、かつ、対象保険契約の契約者兼被保険者であること</p> <p>(2) 第4条第3項各号のいずれにも該当しないこと</p> <p>(3) 加入の申込時において、申込者の2親等以内の家族（①配偶者（パートナーシップ・事実婚にある相手方を含みます。以下同じ。）、②本人および配偶者の父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、③本人および配偶者の子、孫、兄弟姉妹の配偶者）のいずれか1名以上がVitality健康プログラム（標準プラン）の会員であること</p> <p>2. Vitality健康プログラム（家族プラン）は、次のとおり取り扱います。</p>

変更後	変更前
<p>(1) 会員ポータル 会員ポータルは、Vitality アプリを通じてのみ閲覧でき、インターネットブラウザからは閲覧できません。</p> <p>(2) 利用できる特典の範囲 Vitality 健康プログラム（家族プラン）の会員が利用できる特典（アクティブチャレンジを含みます。以下、<u>本号において同じ。</u>）は、各会員の会員ポータルに表示される<u>もの</u>に限られ、Vitality 健康プログラム（標準プラン）で利用できる特典の一部は対象外となります。</p> <p>(3) Vitality 利用料 Vitality 健康プログラム（家族プラン）の利用料は、Vitality 健康プログラム（標準プラン）とは別に当社が定めます。</p>	<p>(1) 会員ポータル 会員ポータルは、Vitality アプリを通じてのみ閲覧でき、インターネットブラウザからは閲覧できません。</p> <p>(2) 利用できる特典の範囲 Vitality 健康プログラム（家族プラン）の会員が利用できる特典（アクティブチャレンジを含みます。以下同じ。）は、各会員の会員ポータルに表示される<u>特典</u>に限られ、Vitality 健康プログラム（標準プラン）で利用できる特典の一部は対象外となります。</p> <p>(3) Vitality 利用料 Vitality 健康プログラム（家族プラン）の利用料は、Vitality 健康プログラム（標準プラン）とは別に当社が定めます。</p>
<p><u>第 36 条の 2（Vitality 健康プログラム（ライトプラン）に関する特則）</u></p> <p>1. <u>以下の各号のいずれにも該当する場合には、Vitality 健康プログラム（ライトプラン）に加入することができます。</u></p> <p><u>(1) 本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日において満 18 歳以上満 35 歳未満の個人であり、かつ、対象保険契約の契約者兼被保険者であること。</u> <u>ただし、本契約と同時に申し込まれた対象保険契約の契約日において満 35 歳以上の者であっても、当該対象保険契約の設計書（契約概要）に記載された保険料計算基準日において満 35 歳未満であった場合その他当社が認めた場合には、Vitality 健康プログラム（ライトプラン）に加入することができます。</u></p> <p><u>(2) 第 4 条第 3 項各号のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>2. <u>Vitality 健康プログラム（ライトプラン）は、次のとおり取り扱います。</u></p>	<p>(新設)</p>

変更後	変更前
<p><u>(1) 会員ポータル</u>  <u>会員ポータルは、Vitality アプリを通じてのみ閲覧でき、インターネットブラウザからは閲覧できません。</u></p> <p><u>(2) 利用できる特典の範囲</u>  <u>Vitality 健康プログラム（ライトプラン）の会員が利用できる特典（アクティブチャレンジを含みます。以下、本号において同じ。）は、各会員の会員ポータルに表示されるものに限られ、Vitality 健康プログラム（標準プラン）で利用できる特典の一部は対象外となります。</u></p> <p><u>(3) Vitality 利用料</u>  <u>Vitality 健康プログラム（ライトプラン）の利用料は、Vitality 健康プログラム（標準プラン）とは別に当社が定めます。</u></p>	
<p>第 37 条（プラン変更に関する特則）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Vitality 健康プログラム（家族プラン）の会員は、結婚、離婚等による家族関係の変化、Vitality 健康プログラム（標準プラン）の会員である 2 親等以内の家族が締結している本契約または対象保険契約の解約、死亡等による消滅その他の事由により <u>第 36 条</u> 第 1 項に定める条件を満たさなくなった場合は、当社所定の手続きを行い、Vitality 健康プログラム（家族プラン）から Vitality 健康プログラム（標準プラン）へ変更するようにしてください。</li> <li>Vitality 健康プログラム（家族プラン）<u>または Vitality 健康プログラム（ライトプラン）</u>の会員は、本契約が有効に継続している間は、当社所定の手続きを行うことにより、<u>自らが加入しているプラン</u>から Vitality 健康プログラム（標準プラン）へ変更することができます。</li> <li>Vitality 健康プログラム（標準プラン）の会員は、<u>以下</u>の各号のいずれにも該当する場合には、当社所定の手続きを行うことにより、Vitality 健康プログラム（標準プラン）から Vitality 健康プログラム（家族プラン）へ変更することができます。</li> </ol>	<p>第 37 条（プラン変更に関する特則）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Vitality 健康プログラム（家族プラン）の会員は、結婚、離婚等による家族関係の変化、Vitality 健康プログラム（標準プラン）の会員である 2 親等以内の家族が締結している本契約または対象保険契約の解約、死亡等による消滅その他の事由により <u>前条</u> 第 1 項に定める条件を満たさなくなった場合は、当社所定の手続きを行い、Vitality 健康プログラム（家族プラン）から Vitality 健康プログラム（標準プラン）へ変更するようにしてください。</li> <li>Vitality 健康プログラム（家族プラン）の会員は、本契約が有効に継続している間は、当社所定の手続きを行うことにより、<u>Vitality 健康プログラム（家族プラン）</u>から Vitality 健康プログラム（標準プラン）へ変更することができます。</li> <li>Vitality 健康プログラム（標準プラン）の会員は、<u>前条第 1 項</u>の各号のいずれにも該当する場合には、当社所定の手続きを行うことにより、Vitality 健康プログラム（標準プラン）から Vitality 健康プログラム（家族プラン）へ変更することができます。</li> </ol>

変更後	変更前
<p><u>(1) 第5項に定めるプラン変更日において満35歳以上の個人であり、かつ、対象保険契約の契約者兼被保険者であること。</u></p> <p><u>(2) 第36条第1項第2号および第3号に定める事由</u></p> <p>4. <u>Vitality健康プログラム（標準プラン）または Vitality健康プログラム（家族プラン）の会員は、以下の各号のいずれにも該当する場合には、当社所定の手続きを行うことにより、自らが加入しているプランから Vitality健康プログラム（ライトプラン）へ変更することができます。</u></p> <p><u>(1) 第5項に定めるプラン変更日において満18歳以上満35歳未満の個人であり、かつ、対象保険契約の契約者兼被保険者であること。</u></p> <p><u>(2) 第4条第3項各号のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>5. 前各項の規定に基づいてプランを変更した場合は、当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の翌月1日（以下、「プラン変更日」といいます。）から変更後のプランが適用されます。会員は、当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の末日までは、変更前のプランに基づいて本プログラムを利用することができ、同月の利用料は、変更前のプランに適用される利用料とします。</p> <p>6. プランを変更した場合は、会員年度、蓄積ポイント<u>数</u>およびステータスは変更前のものを引き継ぎます。</p> <p>7. 第2項から第4項までの規定にかかわらず、会員は、以下の各号に定める期間を経過するまでは、第1項の場合を除き、プランの変更を申し込むことができません。</p> <p>(1) 本契約の会員年度開始日から起算して12ヶ月</p> <p><u>ただし、以下のアまたはイに該当する場合を除く。</u></p> <p><u>ア. Vitality健康プログラム（標準プラン）の会員であり、かつ、その会員年度開始日が2021年7月1日以前または Vitality健康プログラム（標準プラン）の申込日が同年6月22日以前である者が、第3項の規定に基づきプランを変更する場合</u></p>	<p>4. 前三項の規定に基づいてプランを変更した場合は、当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の翌月1日（以下、「プラン変更日」といいます。）から変更後のプランが適用されます。会員は、当社所定の書面が当社に到達した日の属する月の末日までは、変更前のプランに基づいて本プログラムを利用することができ、同月の利用料は、変更前のプランに適用される利用料とします。</p> <p>5. プランを変更した場合は、会員年度、蓄積ポイントおよびステータスは変更前のものを引き継ぎます。</p> <p>6. 第2項、<u>第3項</u>にかかわらず、会員は、以下の各号に定める期間を経過するまでは、第1項の場合を除き、プランの変更を申し込むことができません。</p> <p>(1) 本契約の会員年度開始日から起算して12ヶ月</p> <p><u>(Vitality健康プログラム（標準プラン）の会員でありかつ会員年度開始日が2021年7月1日以前の場合、または本契約の申込日が2021年6月22日以前の場合を除く)</u></p>

変更後	変更前
<p><u>イ. Vitality 健康プログラム（標準プラン）または Vitality 健康プログラム（家族プラン）の会員であり、かつ、その会員年度開始日が 2022 年 4 月 1 日以前または Vitality 健康プログラム（標準プラン）もしくは Vitality 健康プログラム（家族プラン）の申込日が同年 3 月 22 日以前である者が、第 4 項の規定に基づきプランを変更する場合</u></p> <p>(2) 直前のプラン変更日から起算して 12 ヶ月</p> <p><u>ただし、第 3 項の規定に基づいて Vitality 健康プログラム（標準プラン）から Vitality 健康プログラム（家族プラン）へ変更した会員であって、そのプラン変更の日が 2022 年 4 月 1 日以前である者が、第 4 項の規定に基づき Vitality 健康プログラム（ライトプラン）へ変更する場合を除く。</u></p> <p><u>8.</u> プランの変更に伴い特典の一部が利用できなくなった場合でも、会員と提携先等との間の権利義務関係が当然には消滅しない場合があります。この場合において、当該権利義務関係を消滅させるためには、会員は、自ら提携先等との間で必要となる措置をとる必要があります。詳細は、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等をご確認ください。</p>	<p>(2) 直前のプラン変更日から起算して 12 ヶ月</p> <p><u>7.</u> プランの変更に伴い特典の一部が利用できなくなった場合でも、会員と提携先等との間の権利義務関係が当然には消滅しない場合があります。この場合において、当該権利義務関係を消滅させるためには、会員は、自ら提携先等との間で必要となる措置をとる必要があります。詳細は、特典ご利用ガイドまたは提携先等の規約等をご確認ください。</p>
(最終更新日： <u>2022 年 3 月 23 日</u> )	(最終更新日： <u>2021 年 10 月 1 日</u> )

「Vitality ウェブ・アプリ利用規約」新旧対照表

変更後	変更前
<p>会員は、以下の規約（以下、「本規約」といいます。）の内容に同意した上で本ウェブサイト/アプリを利用するものとします。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(Vitality 健康プログラム (家族プラン) <u>および Vitality 健康プログラム (ライトプラン)</u> について)</p> <p>Vitality 健康プログラム規約に定める Vitality 健康プログラム (家族プラン) <u>および Vitality 健康プログラム (ライトプラン)</u> の会員は、Vitality アプリを通じてのみ会員ポータルを閲覧でき、ブラウザ (パソコン・タブレット・スマートフォン) からは閲覧できません。</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>	<p>会員は、以下の規約（以下、「本規約」といいます。）の内容に同意した上で本ウェブサイト/アプリを利用するものとします。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>(Vitality 健康プログラム (家族プラン) について)</p> <p>Vitality 健康プログラム規約に定める Vitality 健康プログラム (家族プラン) の会員は、Vitality アプリを通じてのみ会員ポータルを閲覧でき、ブラウザ (パソコン・タブレット・スマートフォン) からは閲覧できません。</p> <p style="text-align: center;">&lt;後略&gt;</p>
<p>(最終更新日：<u>2022年3月23日</u>)</p>	<p>(最終更新日：<u>2021年11月24日</u>)</p>